

事務事業調整シート

番号	1	部会名	総務部会	事業の方向性	1 拡充・推進	2 縮小・廃止	担当課・係	企画財政課 企画調整係
事業名等	中学生国際交流研修団派遣事業							
事業対象								
現行の財源内訳	総事業費	4,152千円	見直し後の財源内訳	総事業費	3,906千円	現行の住民負担	あり なし	
	国・県費	千円		国・県費	千円	負担基準及び要件		
	起債	千円		起債	千円			
	その他	2,400千円		その他	2,400千円			
	一般財源	1,752千円		一般財源	1,506千円	法令等の規定等による住民負担の限度額		
見直し等による一般財源削減額			246千円					
現行の事業内容	<p>隔年でチェルタルド市と哈爾濱市へ中学生を隔年派遣 (平成16年度実績見込)</p> <p>国交振興補助 1,967,000円 渡航費用補助(1/3) チェルタルド市 89,000円×16人 哈爾濱市 32,000円×14人 報告記作成補助(1/2) 95,000円</p> <p>団長渡航費補助(1/3) 121,000円 土産代 112,093円 職員旅費・日当(各2名) 966,520円 食糧費 58,093円 通訳料 480,000円 宅配料金(スーツケース) 101,520円 保険料 345,000円</p> <p>報告会(12,000円)、事前研修講師費用等(85,833円)は国交振負担 パスポート取得費用、研修期間賄費、写真代は個人負担</p>							
今後の事業の方向性及び改善等について	<p>事業は今後も継続する。 食糧費(出発及び帰国時)とスーツケース宅配料金は個人負担とする。 協会基本財産(64,500千円)の取り崩しは原則として県の許可が得られない状況だが、中学生派遣における基本財産の活用について協会に検討を要請する。</p>							

事務事業調整シート

番 号	3	部 会 名	総務部会	事業の方向性	1 拡充・推進	2 縮小・廃止	担当課・係	企画財政課 企画調整係	
事業名等	乗合タクシー敬老割引補助								
事業対象									
現行の財 源内訳	総事業費	210千円	見直し後 の財源内 訳	総事業費	140千円	現行の住民負担	あり なし		
	国・県費	70千円		国・県費	70千円	負担基準及び要件			
	起 債	千円		起 債	千円				
	そ の 他	千円		そ の 他	千円				
	一般財源	140千円		一般財源	70千円	法令等の規定等による 住民負担の限度額			
見直し等による一般財源削減額			70 千円						
現行の事 業内容	<p>高齢者（65歳以上）の乗合タクシー回数券購入補助。</p> <p>1000円回数券を850円で販売し、150円は上信ハイヤーへ支払い。</p> <p>補助内訳 県50円・町100円</p> <p>16年度見込 1400冊</p>								
今後の事 業の方向 性及び改 善等につ いて	平成18年度から町補助を県補助と同額とする。								

事務事業調整シート

番 号	7	部 会 名	総務部会	事業の方向性	1 拡充・推進	2 縮小・廃止	担当課・係	企画財政課 財政係	
事業名等	補助金・交付金等の取扱いについて								
事業対象									
現行の財 源内訳	総事業費	千円	見直し後 の財源内 訳	総事業費	千円	現行の住民負担	あり なし		
	国・県費	千円		国・県費	千円	負担基準及び要件			
	起 債	千円		起 債	千円				
	そ の 他	千円		そ の 他	千円				
	一般財源	千円		一般財源	千円	法令等の規定等による 住民負担の限度額			
見直し等による一般財源削減額			14,879千 円						
現行の事 業内容	別添資料のとおり								
今後の事 業の方向 性及び改 善等につ いて	<p>国・県補助事業に係る町上乗せ補助 国・県の合計補助率が事業費の1/2以上は上乗せ補助なし。国・県の合計補助率が事業費の1/2未満の場合は、町上乗せ補助を合わせて1/2を補助率の上限とする。 国・県の補助事業が終了した事業は、町単独事業として継続しない。 町単独建設事業の補助 現行補助率1/2を1/3以下に減率する。 各種団体事業費補助金及び運営費補助金（小規模補助金含む） 平成17年度は基本的に最低10%カットを実施し、平成18年度からは事業内容により更に見直しを実施する。（廃止も含む） ただし、建設事業費は上記の例に準ずる。 町単独補助金については補助金等適正化審査委員会において整理決定する。 法令外負担金 法令外負担金規制審査会において決定する。</p>								

事 務 事 業 調 整 シ ー ト

番 号	8	部 会 名	総務部会	事業の方向性	1 拡充・推進	2 縮小・廃止	担当課・係	企画財政課 財政係	
事業名等	特別会計等への繰出金のルール化について								
事業対象									
現行の財 源内訳	総事業費	千円	見直し後 の財源内 訳	総事業費	千円	現行の住民負担	あり	なし	
	国・県費	千円		国・県費	千円	負担基準及び要件			
	起 債	千円		起 債	千円				
	そ の 他	千円		そ の 他	千円				
	一般財源	千円		一般財源	千円	法令等の規定等による 住民負担の限度額			
見直し等による一般財源削減額			20,000千 円						
現行の事 業内容	<p>国民健康保険事業特別会計 ルール分により繰出。人件費は一般会計にて支出している。</p> <p>老人保健特別会計 ルール分により繰出。</p> <p>介護保険特別会計 保険給付費は12.5%の法定繰出。事務費及び人件費は一般会計より支出している。</p> <p>公共下水道事業・農業集落排水事業特別会計 歳入の不足分について全て一般会計より繰出。</p>								
今後の事 業の方向 性及び改 善等につ いて	<p>国民健康保険事業特別会計・介護保険特別会計 特別会計の安定を図るため、従来どおりルール分及び人件費相当分を一般会計より繰出すものとする。</p> <p>公共下水道事業・農業集落排水事業特別会計 一般会計からの繰出金を極力抑制するため、関連する水道事業会計へ人件費の一部を移行する。(20,000千円)</p>								

事務事業調整シート

番号	10	部会名	総務部会	事業の方向性	1 拡充・推進	2 縮小・廃止	担当課・係	企画財政課 財政係
事業名等	町有財産の管理等について							
事業対象								
現行の財源内訳	総事業費	1,913千円	見直し後の財源内訳	総事業費	1,815千円	現行の住民負担	あり なし	
	国・県費	千円		国・県費	千円	負担基準及び要件		
	起債	千円		起債	千円			
	その他	千円		その他	千円			
	一般財源	1,913千円		一般財源	1,815千円	法令等の規定等による住民負担の限度額		
見直し等による一般財源削減額			98千円					
現行の事業内容	<p>* 行政財産（公共用財産）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・白倉研修センター、保健センター、秋畑生活改善センターともに町の管理公社に委託。（植栽木管理・除草等は直営にて委託し、施設内の清掃管理は、地元の個人に再委託。 ・委託経費：植栽木等 80千円/年 清掃管理 768千円/年 電話料 113千円/年 光熱水費 952千円/年 合計1,913千円 内、生活改善センター 清掃管理 216千円/年 電話料 38千円/年 光熱水費 92千円/年 合計346千円 <p>* 売買可能な土地（普通財産）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧清水宅所有土地 宅地 1,017㎡（1筆） 畑 4,857㎡（5筆） 山林・原野 2,773㎡（5筆） 							
今後の事業の方向性及び改善等について	<p>* 生活改善センターの管理について地元（第9区）で管理出来るか協議する。併せて、白倉研修センター、保健センター、生活改善センターの清掃管理（清掃内容、謝礼金）について検討する。（平成17年度から）</p> <p>* 旧清水宅土地は、PRにより売買を促進する。（土地の形状により、近隣土地との交換も考慮する）</p>							

事務事業調整シート

番号	11	部会名	総務部会	事業の方向性	1 拡充・推進	縮小・廃止	担当課・係	総務課 庶務係	
事業名等	庁舎維持管理及び清掃について								
事業対象									
現行の財源内訳	総事業費	5,367千円	見直し後の財源内訳	総事業費	2,856千円	現行の住民負担	あり なし		
	国・県費	千円		国・県費	千円	負担基準及び要件			
	起債	千円		起債	千円				
	その他	千円		その他	千円				
	一般財源	5,367千円		一般財源	2,856千円	法令等の規定等による住民負担の限度額			
見直し等による一般財源削減額			2,511千円						
現行の事業内容	<p>ガラス清掃委託 本庁舎・西庁舎 100,207円(2回/年)</p> <p>玄関マット借上 本庁舎・西庁舎 244,322円(9,397円×26回)</p> <p>庁舎用務員 136,500円×12月×2人=3,276,000円</p> <p>公民館用務員 (136,500円+9,000円)×12月=1,746,000円(夜間カギ閉め分 9,000円)</p>								
今後の事業の方向性及び改善等について	<p>清掃業務 シルバー人材センターに委託する。(公民館含む) (週3回) 700円×2人×4時間×3回×52週=873,600円</p> <p>お茶入れ業務 臨時職員1名により庁舎・公民館等の会議について行う。職員のお茶は原則各課で対応 136,500円×12月=1,638,000円</p> <p>公民館カギ閉め 鍵箱の設置により使用者が責任を持つ</p> <p>*平成17年度から実施</p>								

事務事業調整シート

番 号	1 2	部 会 名	総務部会	事業の方向性	1 拡充・推進	2 縮小・廃止	担当課・係	総務課 庶務係
事業名等	電話交換業務等について							
事業対象								
現行の財 源内訳	総事業費	1,638 千円	見直し後 の財源内 訳	総事業費	1,638 千円	現行の住民負担	あり	なし
	国・県費	千円		国・県費	千円	負担基準及び要件		
	起 債	千円		起 債	千円			
	そ の 他	千円		そ の 他	千円			
	一般財源	1,638 千円		一般財源	1,638 千円	法令等の規定等による 住民負担の限度額		
見直し等による一般財源削減額			千 円					
現行の事 業内容	臨時職員 136,500 円 × 12 月 = 1,638,000 円							
今後の事 業の方向 性及び改 善等につ いて	電話機システム切り替え時に交換手の廃止を検討する。							

事務事業調整シート

番号	15	部会名	総務部会	事業の方向性	1 拡充・推進	2 縮小・廃止	担当課・係	総務課 庶務係	
事業名等	自衛隊父兄会・自衛隊協力会								
事業対象	自衛隊父兄会・自衛隊協力会								
現行の財 源内訳	総事業費	87千円	見直し後 の財源内 訳	総事業費	81千円	現行の住民負担	あり	なし	
	国・県費	24千円		国・県費	24千円	負担基準及び要件			
	起債	千円		起債	千円				
	その他	千円		その他	千円				
	一般財源	63千円		一般財源	57千円	法令等の規定等による 住民負担の限度額			
見直し等による一般財源削減額			6千円						
現行の事 業内容	<p>自衛官募集事務委託交付金 20,000円～30,000円程度あり 父兄会、協力会事務 入隊者激励会の開催 自衛隊施設視察研修随行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊募集協力員謝礼 3,000円×2人 ・入隊者記念品 1,200円×5人 ・自衛隊施設視察研修旅費 2,200円×2人 ・自衛隊協力会、入隊者激励会食糧費 3,000円×10人 ・年賀状 50円×40枚 ・自衛隊父兄会補助金 30,000円 ・自衛隊協力会費（法令外負担金） 6,000円 								
今後の事 業の方向 性及び改 善等につ いて	補助金は当面10%削減対象とする。なお自衛隊協力会費は1口加入（3千円とする）								

事務事業調整シート

番号	16	部会名	総務部会	事業の方向性	1 拡充・推進	縮小・廃止	担当課・係	総務課 庶務係	
事業名等	防犯協会について								
事業対象	甘楽町防犯協会								
現行の財 源内訳	総事業費	867千円	見直し後 の財源内 訳	総事業費	856千円	現行の住民負担	あり	なし	
	国・県費	千円		国・県費	千円	負担基準及び要件			
	起債	千円		起債	千円				
	その他	千円		その他	千円				
	一般財源	867千円		一般財源	856千円	法令等の規定等による 住民負担の限度額			
見直し等による一般財源削減額				11千円					
現行の事 業内容	秋畑、小幡、善慶寺・国峰、福島・大山、新屋支部の5支部 防犯委員数は134人（任期2年） 防犯支部長会議年1回開催 年末に各支部で防犯診断 その他必要に応じて会議招集、防犯パトロール ・防犯診断謝礼金 1,500円×134人 ・消耗品 乾電池60,000円 帽子10,000円 懐中電灯500円×50台 ・防犯協会富岡支部負担金 402,000円 ・支部補助金 101,000円（均等割14,000円、世帯割7.1円）								
今後の事 業の方向 性及び改 善等につ いて	支部補助金を当面10%削減とする。併せて今後組織等の見直しを図る。								

元気な職員と職場づくりプラン

(通称：職員の元気プラン)

- 組織は人なり -

第1 策定にあたって

厳しい経済状況下、地方分権の推進、情報通信技術の進歩、少子・高齢化の進展、国・地方を通じる財政の著しい悪化など行政を取り巻く情勢が大きく変化しています。

このような中で、平成14年度からは、町づくりのGENKIプラン(甘楽町第4次総合計画)や行政改革のGood Plan(新行政システム改革大綱)などの取り組みがスタートしています。

社会経済情勢の急速な変化に対応し、行政の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた町づくりを推進するには、その担い手である職員の役割が益々大きくなってきています。

このため、地方分権時代における新たな行政課題に適応できる人材の育成・確保が求められます。

このプランは、元気な職員と職場づくりプラン(通称：職員の元気プラン)として、人材育成の基本方針について定めるものです。

第2 基本方針

1. 基本的考え方

人材育成は、統一した組織目的実現のため、能力と意欲のある職員を育成するための取り組みです。

能力と意欲のある職員は輝き、職場は活気に満ち躍動し、町づくりへのエネルギーが醸成されます。

輝く職員は元気であり、元気な職場を生み、元気な町づくりへのアプローチとなります。

「組織は人なり」を基本理念として取り組みます。

2. 基本目標 「元気な職員と職場づくり」とします。

3. 取り組みの方針

職員研修、人事管理及び職員採用における人材育成のステージで取り組むほか、職場の環境づくりに努めます。

研修計画を策定するなど主体的、計画的な取り組みを行います。

第3 地方分権時代の課題

地方分権時代の新たな行政課題としては、次のとおり考えられます。

1. 町に求められるもの

- (1) 行政の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた町づくりの推進が求められます。
- (2) 社会経済情勢の急速な変化の中で、住民ニーズを迅速かつ的確に反映した行政の推進が求められます。
- (3) 厳しい財政状況の中で、行財政改革の一層の推進と行政と住民とが役割分担を図り協働による町づくり施策の推進が求められます。
- (4) 住民との信頼・協力関係を築くため、広報広聴活動や情報提供などの推進が求められます。
- (5) 町の自己決定権・自己責任が拡大するため、公正の確保と透明性の向上、住民に対する説明責任を果たすことなどが求められます。
- (6) 町づくりの GENKI プランや行政改革の Good Plan の推進が求められます。

2. 職員に求められるもの

- (1) 職員自身も変革に応じて変化し、新たな行政課題に適切に対応できる多様な能力と意欲を持つことが求められます。
- (2) 職員一人ひとりの意識の改革、柔軟な発想や創意工夫により、主体的に新たな行政課題に対処できることが求められます。
- (3) 税を担保としたコスト意識を持ち、これまでの施策や業務のやり方を再点検するとともに、政策形成能力を高め、住民ニーズの視点に立った施策を企画・立案できることが求められます。
- (4) 自己決定・自己責任の原則のもとに、独自の施策を打ち出していくことに鑑み、条例制定の範囲が拡大することを踏まえ、政策目的に応じた法務事務への主体的・積極的な取り組みが求められます。
- (5) 行政のプロとしての不断の自己啓発に努めるとともに、職員間のネットワークの形成、情報収集などの努力が求められます。
- (6) 町づくりには、「元気」と「自立」「魅力」が必要であり、元気な職員による推進が求められます。

第4 元気な職員と職場

基本目標に掲げる元気な職員と職場については、次のとおり考えることとします。

1. 元気な職員

町の厳しい財政状況の中で、町づくりを推進していくには、何よりも職員が元気でなければなりません。

求められる元気な職員像は、次のとおりとします。

- (1) 愛する職員
住民と協働して町づくりに情熱を注ぐ公正で清潔な職員
- (2) 信頼される職員
責任と誇りを持ち行政のプロとして協力し合う職員
- (3) 挑戦する職員
多様な能力を持ち新たな行政課題に意欲的に取り組む職員
- (4) 創造する職員
常に問題意識を持ち柔軟な発想により新たな価値を考える職員
- (5) 交流する職員
ネットワークを持ち自己を高め情報の収集と発信ができる職員

(6) スピードある職員

環境の変化に即応した適切な判断と迅速な対応ができる職員

2. 元気の職場

職場は、統一された目的に向かって行動する職員の集合体であり、そこに集う職員によって変わってきます。

「組織は人なり」の基本理念に示されるように、元気の職員が集うことが、活気に満ち躍動する元気の職場を生むもととなります。

また、職場は、能力と意欲のある元気の職員を育成する場にもなります。元気の職員を育てていく環境がなくてはなりません。

第5 人材育成のステージ

1. 職員研修

職員研修は、職員の資質及び能力を向上し、その勤務能率を高め、行政の円滑な運営に資することを目的としています。

人材育成のステージの中心をなすものであり、その形態は、一般研修、特別研修（専門研修及び派遣研修）、職場研修及び自主研修に区分し、職員研修の充実に取り組みます。

(1) 一般研修

一般研修は、職員に現在及び将来にわたり職務を遂行するために必要とする一般的な知識、技能等を習得させ、かつ、公務員としての教養を高めるものです。

ある一定期間集中的に知識・技能を体系的に学習することが可能で、職場研修と自主研修の補完として資質及び能力開発の向上を図ることができます。

県、町村会の研修や業務と関連した研修には、経験年数、職別などを考慮して参加していくものとします。

(2) 特別研修

専門研修は、職務を遂行するために必要とする専門的な知識、技能等を習得することができます。

特に政策形成や法制執務などの能力開発や、地方分権時代の新たな行政課題に対応できるよう研修の機会の拡充に努めます。

接客サービスや経営感覚を学ぶ場として、甘楽ふるさと館、物産センター及び総合福祉センター等での研修機会の拡充に努めます。

海外派遣研修は、諸外国における行政事情について調査・研究などを行うことにより、その成果を行政に反映させたり、国際的視野を有する人材を育てるなど、国際感覚を養うとともに、発想の転換を促す契機となるので、可能な限り職員の参加に努めます。

(3) 職場研修

職場研修は、各職場で日常の業務を通して行われる研修であり、組織的、主体的、計画的に取り組んでいくことが必要です。

職員の能力を開発する上で最も相応しく効果的であり、ことに職場全体を学習の場として捉えた自発的な研修を職場ごとに導入し取り組みます。

研修の実施主体は、各職場の所属長です。職員の意識改革、能力や性格に応じた指導など効果的な研修に取り組みます。

(4) 自主研修

自主研修は、職員が自ら業務の各般について調査、研究等を行うもので、職員一人ひとりの問題意識によって成り立つ自主的な研修です。

職別や職務内容にかかわらず自主研修を奨励し、自発的な研究成果や情報収集、提案等が職務や行政に反映されるよう努めます。

2. 人事管理

(1) 育てる人事管理

社会経済情勢の変化に的確に対応するためには、職員の持っている能力を最大限に発揮できるような育てる人事管理が大切です。

職員の潜在的な能力を引き出し、開発するとともに、研修成果や職員の意識改革、能力・実績主義等に配慮した人事評価を与え、勤労意欲が向上するよう人事管理面から人材育成に取り組みます。

また、職員がより多くの職場で多様な業務を経験できるよう職員配置に努めます。

(2) 意向調査の実施

職員の意欲を高めるため、従事したい業務を調査し、希望に沿って適材適所で能力が発揮できるよう検討します。

また、ポストや業務を明示して、希望する職務で適性を発揮できる機会を与え、その能力を活用することにより、職員の資質の向上と職場の活性化が図れるような制度について検討します。

(3) 均等な機会の確保

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律や男女共同参画社会基本法に基づき、男女の均等な機会及び待遇の確保等が求められます。職員の多様な能力と意欲が発揮できる均等な機会等の確保や、多様な意見が業務に反映できるよう取り組みます。

(4) 職員意欲の向上

職員の士気の高揚や意欲の向上を図るため、昇任等にあたっては、年功序列的要素を縮小して、職員の能力・実績に基づいた実力本意の処遇ができるよう客観的な評価のあり方等について検討します。

(5) 人事交流の推進

視野の広い多様な能力を持った職員の育成やネットワークづくりの推進が求められます。

県及び他市町村との人事交流や職員派遣について検討するとともに、甘楽ふるさと館、物産センター、総合福祉センター及び広域関連施設等において、必要と認められる職員派遣や人事交流について検討します。

(6) 職員提案制度の充実

職域を超えた事務事業について、職員個人の自由な発想による創意的意見や提案の機会が求められます。

甘楽町職員提案要綱の活用を図りながら、政策や改善策等の提案の機会を広げ、職員の種々な着想を引き出すとともに職員意識の高揚に努めます。

また、自主研究グループの育成等についても検討します。

(7) 高齢者の再任用

甘楽町職員の再任用に関する条例に基づく、定年退職者等の再任用制度の活用を図ります。

3. 職員採用

職員採用にあたっては、公務員として求められる資質・適性を見極め、新しい時代に適応できる人材の確保が求められます。

職員採用面から各分野で必要とされる多様な人材の確保に努めます。

第6 職場の環境づくり

1. 土壌づくり

人材育成は、職員研修、人事管理及び職員採用のステージを充実するだけに留まらず、職場全体を学習の場として捉えた風土を根付かせることが極めて重要なことです。

職員の個性を尊重し、その多様性を認める職場の雰囲気をつくり、多面的に能力を開発し、自ら考え行動する職員を育む職場の環境づくりに努めます。

2. 所属長の役割

活気ある職場づくりは、所属長が職務の一つとして認識する必要もあると言えます。

リーダーとして何事にも積極的に規範を示すなど、活気ある職場環境づくりに努めることも必要となってきます。

所属長は、リーダーシップを発揮し、自らの職務として、部下の指導・育成という教育的要素も含まれていることを認識し、職員各々の自己啓発や自主研修への取

り組みを奨励したり自らも情報や資料を収集し、有効な方策を講じていくこととします。

3. 日常の心構え

(1) 町づくりプラン等の推進

町づくりの GENKI プランや行政改革への取り組み策を定めた Good Plan 等について、その理念や内容を認識し、その推進に努めます。

(2) 服務規程等の遵守

地方公務員法第30条から第38条までの服務に関する規定や、甘楽町職員の服務に関する規程等を遵守します。

(3) 挨拶の励行

職場は、「挨拶」に始まり「挨拶」に終わります。挨拶のできる職場は、生き生きして活気があります。

挨拶そのもの自体は、職場のモラルではありますが、こうした小さなことでも、一つ一つ職場の中で励行する姿勢が大切です。

(4) 気づく職員

職員は、職員間や住民から信頼が寄せられなければなりません。そのためには、職場で気づく職員となることが大切です。

気づく職員は、決まりを守り、相手を尊重し、協調することができ、信頼関係を築くことができます。また、気づく職員は、新しい発想を生むことができます。

第7 具体的な取り組み

1. 研修計画の策定

(1) 全職員を対象とした職員研修計画（職場研修を除く。）を定め、計画的な研修の実施に取り組みます。

(2) 職場研修は、各課が主体的に行うものとし、所属長は、研修の必要度を考察し、職場研修計画を定め、計画的な研修の実施に取り組みます。

2. 研修情報の提供等

(1) 職員研修情報誌の発行や配布について検討します。

(2) 通信教育講座の紹介、斡旋等について推進します。

(3) 自主研修、自主研究グループ等への奨励、助成等について検討します。

(4) 海外自主研修への奨励、助成等について検討します。

(5) その他、人材育成に必要と認められる研修等及び施策について検討します。

元気な職員と職場づくりプランの仕組み

(通称：職員の元気プラン)

基本理念

組織は人なり

基本目標

元気な職員と職場づくり

人材育成のステージ

職員研修

一般研修
特別研修
専門研修
派遣研修
職場研修
自主研修

人事管理

育てる人事管理
意向調査の実施
均等な機会の確保
職員意欲の向上
人事交流の推進
職員提案制度の活用
高齢者の再任用

職員採用

多様な人材確保

職場環境

土壌づくり
所属長の役割
日常の心構え
町づくりプラン等の推進
服務規程等の遵守
挨拶の励行
気づく職員

具体的な取り組み

研修計画の策定
職員研修計画の策定
職場研修計画の策定
研修情報の提供等
職員研修情報誌の発行・配布
通信教育講座の紹介・斡旋等
自主研修・自主研究グループ等への奨励・助成等
海外自主研修への奨励・助成等

事務事業調整シート

番号	19	部会名	総務部会	事業の方向性	1 拡充・推進	2 縮小・廃止	担当課・係	総務課 庶務係
事業名等	消防団員等の慰労金について							
事業対象								
現行の財源内訳	総事業費	2,774千円	見直し後の財源内訳	総事業費	2,497千円	現行の住民負担	あり	なし
	国・県費	千円		国・県費	千円	負担基準及び要件		
	起債	千円		起債	千円			
	その他	千円		その他	千円			
	一般財源	2,774千円		一般財源	2,497千円	法令等の規定等による住民負担の限度額		
見直し等による一般財源削減額		277千円						
現行の事業内容	<p>慰労金 2,775千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 秋季点検慰労金 3,000円×173人 ・ 防火パレード 3,000円×22人 ・ 出初式 3,000円×173人 ・ ラッパ練習 400円×15人×50回 ・ 金井消防団援助隊慰労金 50,000円 ・ 点検訓練慰労金 1,400円×173人 ・ 歳末夜警 3,000円×163人 ・ 防火訓練 3,000円×163人 ・ 秋畑消防団援助隊慰労金 100,000円 							
今後の事業の方向性及び改善等について	<p>消防団慰労金・・・10%削減する。(3,000円 2,700円、1,400円 1,260円、400円 360円) 平成17年度から実施</p> <p>援助隊慰労金・・・10%削減する。(秋畑 100,000円 90,000円) 平成17年度から実施 (金井 50,000円 45,000円) "</p>							

事 務 事 業 調 整 シ ー ト

番 号	2 0	部 会 名	総務部会	事業の方向性	1 拡充・推進	2	縮小・廃止	担当課・係	総務課 庶務係
事業名等	職員健康対策補助金（人間ドック・互助会研修補助）								
事業対象	町職員								
現行の財 源内訳	総事業費	3,014千円	見直し後 の財源内 訳	総事業費	1,204千円	現行の住民負担	あり	なし	
	国・県費	千円		国・県費	千円	負担基準及び要件			
	起 債	千円		起 債	千円				
	そ の 他	千円		そ の 他	千円				
	一般財源	3,014千円		一般財源	1,204千円	法令等の規定等による 住民負担の限度額			
見直し等による一般財源削減額			1,810千円						
現行の事 業内容	<p>職員互助会補助金 会費相当分 1,203,288 円 研修補助金 1,038,000 円</p> <p>職員の間人ドック受診費用（個人負担分）の半額補助 H16 予算 人間ドック負担金補助 73人分 772,200 円 H15 人間ドック補助実績 宿泊 20人 日帰り 48人 計 68人 712 H15 研修補助実績 17,300×34 + 7,500×19 = 730,700</p> <p>注 職員健康審査委託料（基本検診 4,900 円 X線 510 円等）は全額町負担</p>								
今後の事 業の方向 性及び改 善等につ いて	職員互助会補助金のうち、研修補助金と人間ドック補助金を廃止する。（会費相当分は、継続実施）								

事務事業調整シート

番 号	2 3	部 会 名	総務部会	事業の方向性	1 拡充・推進	2 縮小・廃止	担当課・係	総務課 庶務係	
事業名等	役員視察研修旅行（宿泊）								
事業対象									
現行の財 源内訳	総事業費	千円	見直し後 の財源内 訳	総事業費	千円	現行の住民負担	あり なし		
	国・県費	千円		国・県費	千円	負担基準及び要件			
	起 債	千円		起 債	千円				
	そ の 他	千円		そ の 他	千円				
	一般財源	千円		一般財源	千円	法令等の規定等による 住民負担の限度額			
見直し等による一般財源削減額			5,501 千 円						
現行の事 業内容	毎年各役員等の視察研修を、宿泊により行っている。								
今後の事 業の方向 性及び改 善等につ いて	毎年宿泊により行っている各役職員の視察研修は、任期中1回に改め、公費の支出は1泊2日の宿泊料と日当とする。 （別紙のとおり） 2・3年の任期は宿泊を伴う研修は1回、4年の任期については2回とする。								

事務事業調整シート

番 号	2 4	部 会 名	総務部会	事業の方向性	1 拡充・推進	2 縮小・廃止	担当課・係	総務課 庶務係						
事業名等	職員定数について													
事業対象														
現行の財 源内訳	総事業費	千円	見直し後 の財源内 訳	総事業費	千円	現行の住民負担	あり なし							
	国・県費	千円		国・県費	千円	負担基準及び要件								
	起 債	千円		起 債	千円									
	そ の 他	千円		そ の 他	千円									
	一般財源	千円		一般財源	千円	法令等の規定等による 住民負担の限度額								
見直し等による一般財源削減額			36,420千 円											
現行の事 業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の定員適正化計画（平成 13～18 年）では、職員数を定数条例と同数の 145 人としている。 													
今後の事 業の方向 性及び改 善等につ いて	<ul style="list-style-type: none"> ・ まちおこしプランにより職員採用方針が決定したので、事務処理合理化委員会の検討結果を踏まえて、定員適正化計画を変更する。 <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td>退職者</td> <td style="text-align: right;">6 人</td> </tr> <tr> <td>新規採用者</td> <td style="text-align: right;">1 人</td> </tr> <tr> <td>給食センター臨時職員</td> <td style="text-align: right;">1 人</td> </tr> </table>								退職者	6 人	新規採用者	1 人	給食センター臨時職員	1 人
退職者	6 人													
新規採用者	1 人													
給食センター臨時職員	1 人													

事務事業調整シート

番 号	2 5	部 会 名	総務部会	事業の方向性	1 拡充・推進	2 縮小・廃止	担当課・係	総務課 庶務係	
事業名等	職員勧奨退職について								
事業対象									
現行の財 源内訳	総事業費	千円	見直し後 の財源内 訳	総事業費	千円	現行の住民負担	あり なし		
	国・県費	千円		国・県費	千円	負担基準及び要件			
	起 債	千円		起 債	千円				
	そ の 他	千円		そ の 他	千円				
	一般財源	千円		一般財源	千円	法令等の規定等による 住民負担の限度額			
見直し等による一般財源削減額			20,000千 円						
現行の事 業内容	・ 勧奨退職の制度はない								
今後の事 業の方向 性及び改 善等につ いて	・ 職員の新陳代謝を図るため、優遇退職実施要綱を制定し、年齢 40 歳以上かつ勤続 20 年以上の職員を勧奨退職の対象とする。 (平成 16 年度末 2 人退職)								

事務事業調整シート

番 号	2 6	部 会 名	総務部会	事業の方向性	1 拡充・推進	2	縮小・廃止	担当課・係	総務課 庶務係
事業名等	職員の給与について								
事業対象									
現行の財 源内訳	総事業費	千円	見直し後 の財源内 訳	総事業費	千円	現行の住民負担		あり なし	
	国・県費	千円		国・県費	千円	負担基準及び要件			
	起 債	千円		起 債	千円				
	そ の 他	千円		そ の 他	千円				
	一般財源	千円		一般財源	千円	法令等の規定等による 住民負担の限度額			
見直し等による一般財源削減額			49,800 千 円						
現行の事 業内容									
今後の事 業の方向 性及び改 善等につ いて	<p>職員の給与等の減額を以下のとおり実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全職員期末・勤勉手当は平成19年度まで3年間、0.5ヵ月分削減する。 25,000千円 ・ 期末勤勉手当の役職加算は平成19年度まで措置しない。 16,000千円 ・ 管理職手当を平成19年度まで1%減率する。 3,500千円 ・ 時間外勤務手当の総額を平成19年度まで1/7減額する。 2,500千円 ・ 宿日直手当を平成19年度まで全額支給停止とする。 2,800千円 <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">合 計 49,800千円</p>								

事務事業調整シート

番 号	2 9	部 会 名	総務部会	事業の方向性	1 拡充・推進	2 縮小・廃止	担当課・係	総務課 庶務係
事業名等	特別職の給与・手当等について							
事業対象	町長、助役、収入役、教育長							
現行の財 源内訳	総事業費	41,392 千円	見直し後 の財源内 訳	総事業費	27,354 千円	現行の住民負担	あり	なし
	国・県費	千円		国・県費	千円	負担基準及び要件		
	起 債	千円		起 債	千円			
	そ の 他	千円		そ の 他	千円			
	一般財源	41,392 千円		一般財源	27,354 千円	法令等の規定等による 住民負担の限度額		
見直し等による一般財源削減額			14,038 千円					
現行の事 業内容	給料 ・町長 722 千円 ・助役 584 千円 ・収入役 565 千円 ・教育長 546 千円 (平成 12 年 4 月 1 日改定) 期末手当 12,390 千円 通勤手当 82 千円 (共済費・退職手当負担金は除く)							
今後の事 業の方向 性及び改 善等につ いて	(1) 平成 17 年度より特別職は、町長・助役・教育長の三役体制とし、収入役については当分の間欠員とし、その事務は職務代理が行う。9,639 千円							
	(2) 特別職の給料を現在 5%削減中であるが、平成 19 年度まで更に 10%の削減を行う。2,208 千円							
	(3) 特別職の期末手当の役職加算(町長 20%・助役、収入役、教育長 15%)は平成 19 年度まで廃止する。2,191 千円 単位 円							
	区 分	給 料 月 額			年 間 給 与 削 減 額	年 間 給 与 削 減 率		
		現 行	改 正 後	削 減 額(月額)	(期末手当等を含む)			
	町 長	722,000	650,000	72,000	1,816,160	14.6%		
助 役	584,000	526,000	58,000	1,336,640	13.4%			
収 入 役	565,000	509,000	56,000	1,291,300	13.4%			
教 育 長	546,000	492,000	54,000	1,245,960	13.4%			

事務事業調整シート

番 号	3 0	部 会 名	総務部会	事業の方向性	1 拡充・推進	2 縮小・廃止	担当課・係	総務課 庶務係
事業名等	非常勤特別職の報酬等について							
事業対象	非常勤特別職							
現行の財 源内訳	総事業費	千円	見直し後 の財源内 訳	総事業費	千円	現行の住民負担	あり	なし
	国・県費	千円		国・県費	千円	負担基準及び要件		
	起 債	千円		起 債	千円			
	そ の 他	千円		そ の 他	千円			
	一般財源	千円		一般財源	千円	法令等の規定等による 住民負担の限度額		
見直し等による一般財源削減額			8 4 9 千 円					
現行の事 業内容	別紙のとおり							
今後の事 業の方向 性及び改 善等につ いて	平成17年度から平成19年度の3年間、報酬の5%相当額を削減する。(別紙のとおり) (特別職の給与削減期間と同一とする)							

事務事業調整シート

番 号	3 4	部 会 名	総務部会	事業の方向性	1 拡充・推進	2 縮小・廃止	担当課・係	総務課 庶務係
事業名等	防火水槽設置							
事業対象								
現行の財 源内訳	総事業費	9,200千円	見直し後 の財源内 訳	総事業費	4,600千円	現行の住民負担	あり なし	
	国・県費	千円		国・県費	千円	負担基準及び要件		
	起 債	6,900千円		起 債	3,400千円			
	そ の 他	千円		そ の 他	千円			
	一般財源	2,300千円		一般財源	1,200千円	法令等の規定等による 住民負担の限度額		
見直し等による一般財源削減額			1,100千円					
現行の事 業内容	<p>例年、各地区からの要望に基づき、優先度が高い箇所から、2基を限度に設置している。</p> <p>16年度 4,600×2基=9,200</p>							
今後の事 業の方向 性及び改 善等につ いて	<p>地区からの要望について十分検討し、緊急性及び優先度の高い箇所について<u>年1基を限度に整備する。</u></p>							

事務事業調整シート

番 号	3 5	部 会 名	総務部会	事業の方向性	1 拡充・推進	2 縮小・廃止	担当課・係	総務課 庶務係																																					
事業名等	消火栓設置及び器具購入費補助事業																																												
事業対象																																													
現行の財 源内訳	総事業費	千円	見直し後 の財源内 訳	総事業費	千円	現行の住民負担	あり	なし																																					
	国・県費	千円		国・県費	千円	負担基準及び要件																																							
	起 債	千円		起 債	千円																																								
	そ の 他	千円		そ の 他	千円																																								
	一般財源	千円		一般財源	千円	法令等の規定等による 住民負担の限度額																																							
見直し等による一般財源削減額			千 円																																										
現行の事 業内容	<p>各地区からの要望に基づき、地区が設置する消火栓設置費用（4基程度）及び消火栓器具購入費の半額補助を行っている。</p> <p>16年度予算 設置費用補助 $500,000 \times 4 \text{基} \times 1/2 = 1,000,000 \text{円}$ 器具購入費用補助 $160,000 \times 6 \text{基} \times 1/2 = 480,000 \text{円}$</p>																																												
今後の事 業の方向 性及び改 善等につ いて	<p>現行では、補助金限度額を設定していないため、設置場所の条件等により補助金額に差が生じている。補助金上限額を設定し補助金総額の低減を図る。</p> <p>（例）補助上限額（限度額）を250,000円に設定した場合で、設置費用（地区からの申請額）が600,000円の場合 現行補助金 300,000円（600,000円×1/2） 見直し後補助金額 250,000円（限度額） H15実績設置補助 5箇所 1,173,927</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">内訳</th> <th style="width: 10%;">総額</th> <th style="width: 10%;">補助額</th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;">総額</th> <th style="width: 10%;">補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1区</td> <td>260,460</td> <td>130,231</td> <td>器具購入補助 4地区</td> <td>総額 566,743</td> <td>283,371</td> </tr> <tr> <td>25区</td> <td>465,675</td> <td>232,837</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>26区</td> <td>472,500</td> <td>236,250</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>21区</td> <td>474,600</td> <td>237,300（修繕）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4区</td> <td>674,618</td> <td>337,309</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>検討結果 補助率 1/3 とする。</p>									内訳	総額	補助額		総額	補助額	1区	260,460	130,231	器具購入補助 4地区	総額 566,743	283,371	25区	465,675	232,837				26区	472,500	236,250				21区	474,600	237,300（修繕）				4区	674,618	337,309			
内訳	総額	補助額		総額	補助額																																								
1区	260,460	130,231	器具購入補助 4地区	総額 566,743	283,371																																								
25区	465,675	232,837																																											
26区	472,500	236,250																																											
21区	474,600	237,300（修繕）																																											
4区	674,618	337,309																																											

事務事業調整シート

番 号	3 6	部 会 名	総務部会	事業の方向性	1 拡充・推進	2 縮小・廃止	担当課・係	総務課 庶務係	
事業名等	消防自動車購入事業								
事業対象									
現行の財 源内訳	総事業費	千円	見直し後 の財源内 訳	総事業費	千円	現行の住民負担	あり なし		
	国・県費	千円		国・県費	千円	負担基準及び要件			
	起 債	千円		起 債	千円				
	そ の 他	千円		そ の 他	千円				
	一般財源	千円		一般財源	千円	法令等の規定等による 住民負担の限度額			
見直し等による一般財源削減額			千 円						
現行の事 業内容	<p>購入から 15 年経過した年度に買い替えている。</p> <p>実績</p> <p style="padding-left: 20px;">H 1 4 2 - 1 (S 6 1 . 9 購入車) 16 年経過</p> <p style="padding-left: 20px;">H 1 6 4 - 3 (S 6 3 . 9 購入車) 15 年経過</p> <p>今後の買替え予定 (5 年以内)</p> <p style="padding-left: 20px;">H 1 8 2 - 2 (H 3 . 9 購入車) 15 年経過</p> <p style="padding-left: 20px;">H 2 0 1 - 2 (H 5 . 9 購入車) 15 年経過</p> <p style="padding-left: 20px;">H 2 1 3 - 2 (H 6 . 9 購入車) 15 年経過</p>								
今後の事 業の方向 性及び改 善等につ いて	<p>自動車の耐久性、使用頻度等を考慮し、買替え年度を現行の15年経過から20年経過に改める。ただし、ポンプ装備については、10年経過年に点検等を実施し、有事に支障が無いよう備える。</p> <p>H18 年度末までに消防団組織の再編成について協議し、その結果を踏まえ消防車の購入計画を検討する。(2 - 2 車については、再編成結果 (18 年度末) を見て検討し、H20 年以降購入車については「20 年経過」とする。)</p>								

事務事業調整シート

番 号	3 7	部 会 名	総務部会	事業の方向性	1 拡充・推進	2	縮小・廃止	担当課・係	総務課 庶務係
事業名等	消防団組織について								
事業対象									
現行の財 源内訳	総事業費	千円	見直し後 の財源内 訳	総事業費	千円	現行の住民負担		あり	なし
	国・県費	千円		国・県費	千円	負担基準及び要件			
	起 債	千円		起 債	千円				
	そ の 他	千円		そ の 他	千円				
	一般財源	千円		一般財源	千円	法令等の規定等による 住民負担の限度額			
見直し等による一般財源削減額			千 円						
現行の事 業内容	団員定数 173名(交通指導員 10名含む)								
	1分団(小幡地区)		1部(1・4区) 2部(6・7区) 3部(2・3・5区)			消防車3台			
	2分団(秋畑地区)		1部(8・9・12・13・14区) 2部(10・11区)			消防車2台(うち可般1)			
	3分団(福島・北部地区)		1部(15~20-2区) 2部(21・27・28区)			消防車2台			
	4分団(新屋地区)		1部(22・23区) 2部(24・25区) 3部(26区)			消防車3台(うち可般2)			
今後の事 業の方向 性及び改 善等につ いて	消防団及び地域の意見を聴取し、平成18年度までに再編を検討する。								

事務事業調整シート

番号	40	部会名	総務部会	事業の方向性	1 拡充・推進	2 縮小・廃止	担当課・係	総務課 行政係
事業名等	投票区等について							
事業対象								
現行の財 源内訳	総事業費	千円	見直し後 の財源内 訳	総事業費	千円	現行の住民負担	あり	なし
	国・県費	千円		国・県費	千円	負担基準及び要件		
	起債	千円		起債	千円			
	その他	千円		その他	千円			
	一般財源	千円		一般財源	千円	法令等の規定等による 住民負担の限度額		
見直し等による一般財源削減額			千円					
現行の事 業内容	第1投票区 3,119人(選挙人名簿登録者数)		第7投票区 138人		選挙人名簿登録者数の多寡が見られる。 投票所閉鎖時間は午後7時(6箇所)と午後8時(6箇所)			
	2 "	348人	8 "	3,038人				
	3 "	250人	9 "	1,909人				
	4 "	328人	10 "	252人				
	5 "	251人	11 "	636人				
	6 "	287人	12 "	1,289人				
			計	11,845人				
今後の事 業の方向 性及び改 善等につ いて	投票区の再編と投票所閉鎖時間繰上げについての適否を検討する。							

*平成16年9月2日現在

番 号	4 1	部 会 名	総務部会	事業の方向性	1 拡充・推進	2 縮小・廃止	担当課・係	総務課 行政係																														
事業名等	区長会・行政区について																																					
事業対象																																						
現行の財 源内訳	総事業費	千円	見直し後 の財源内 訳	総事業費	千円	現行の住民負担	あり	なし																														
	国・県費	千円		国・県費	千円	負担基準及び要件																																
	起 債	千円		起 債	千円																																	
	そ の 他	千円		そ の 他	千円																																	
	一般財源	千円		一般財源	千円	法令等の規定等による 住民負担の限度額																																
見直し等による一般財源削減額			千 円																																			
現行の事 業内容	<table border="0"> <tr> <td>1区 215世帯</td> <td>6区 115世帯</td> <td>11区 105世帯</td> <td>16区 43世帯</td> <td>20-2区 165世帯</td> <td>25区 206世帯</td> </tr> <tr> <td>2区 211 "</td> <td>7区 373 "</td> <td>12区 58 "</td> <td>17区 99 "</td> <td>21区 117 "</td> <td>26区 363 "</td> </tr> <tr> <td>3区 129 "</td> <td>8区 14 "</td> <td>13区 21 "</td> <td>18区 155 "</td> <td>22区 299 "</td> <td>27区 217 "</td> </tr> <tr> <td>4区 186 "</td> <td>9区 78 "</td> <td>14区 19 "</td> <td>19区 249 "</td> <td>23区 80 "</td> <td>28区 142 "</td> </tr> <tr> <td>5区 55 "</td> <td>10区 91 "</td> <td>15区 229 "</td> <td>20-1区 256 "</td> <td>24区 91 "</td> <td>計 4,381世帯</td> </tr> </table> <p>世帯数の多寡が見られる。</p> <p style="text-align: right;">*平成16年11月10現在</p>								1区 215世帯	6区 115世帯	11区 105世帯	16区 43世帯	20-2区 165世帯	25区 206世帯	2区 211 "	7区 373 "	12区 58 "	17区 99 "	21区 117 "	26区 363 "	3区 129 "	8区 14 "	13区 21 "	18区 155 "	22区 299 "	27区 217 "	4区 186 "	9区 78 "	14区 19 "	19区 249 "	23区 80 "	28区 142 "	5区 55 "	10区 91 "	15区 229 "	20-1区 256 "	24区 91 "	計 4,381世帯
1区 215世帯	6区 115世帯	11区 105世帯	16区 43世帯	20-2区 165世帯	25区 206世帯																																	
2区 211 "	7区 373 "	12区 58 "	17区 99 "	21区 117 "	26区 363 "																																	
3区 129 "	8区 14 "	13区 21 "	18区 155 "	22区 299 "	27区 217 "																																	
4区 186 "	9区 78 "	14区 19 "	19区 249 "	23区 80 "	28区 142 "																																	
5区 55 "	10区 91 "	15区 229 "	20-1区 256 "	24区 91 "	計 4,381世帯																																	
今後の事 業の方向 性及び改 善等につ いて	地域の意向を尊重しながら平成18年度までに再編を検討する。																																					

事務事業調整シート

番 号	4 2	部 会 名	総務部会	事業の方向性	1 拡充・推進	2 縮小・廃止	担当課・係	総務課 行政係	
事業名等	役員への感謝状贈呈								
事業対象									
現行の財 源内訳	総事業費	3 3 千円	見直し後 の財源内 訳	総事業費	千円	現行の住民負担	あり	なし	
	国・県費	千円		国・県費	千円	負担基準及び要件			
	起 債	千円		起 債	千円				
	そ の 他	千円		そ の 他	千円				
	一般財源	3 3 千円		一般財源	千円	法令等の規定等による 住民負担の限度額			
見直し等による一般財源削減額			3 3 千 円						
現行の事 業内容	役員へ感謝状を作成している。 (例示) 区長任期満了(2年)時に感謝状を贈呈しているが感謝状印刷費と筆耕料を支払っている。 印刷製本費 500円×30枚×1.05=15,750円 筆耕料 感謝状2,500円×1枚=2,500円 筆耕料 感謝状名入500円×29枚=14,500円								
今後の事 業の方向 性及び改 善等につ いて	役員への感謝状はパソコン作成としコスト削減を図る。								

事務事業調整シート

番 号	4 4	部 会 名	総務部会	事業の方向性	1 拡充・推進	2 縮小・廃止	担当課・係	総務課 行政係
事業名等	住民センター建設補助金							
事業対象								
現行の財 源内訳	総事業費	5,000千円	見直し後 の財源内 訳	総事業費	2,700千円	現行の住民負担	あり	なし
	国・県費	千円		国・県費	千円	負担基準及び要件		
	起 債	千円		起 債	千円			
	そ の 他	千円		そ の 他	千円			
	一般財源	5,000千円		一般財源	2,700千円	法令等の規定等による 住民負担の限度額		
見直し等による一般財源削減額			2,300千円					
現行の事 業内容	<p>公会堂の整備に要する費用の2分の1以内を補助している。 ただし大規模改修に係る補助金は4,000,000円を上限としている。 修繕（下水道繋ぎ込み等）に係る補助金は総額1,000,000円で予算措置している。 （甘楽町公会堂施設整備事業補助金交付要綱）</p>							
今後の事 業の方向 性及び改 善等につ いて	<p>要綱を改正し補助金交付額を改める。 （1）新築、改築及び増築は3分の1以内を補助 （2）修繕は3分の1以内を補助し、補助額の上限を定める。 （3）修繕の補助額の上限は2,000,000円とする。 修繕（下水道繋ぎ込み等）に係る補助金は総額700,000円で予算措置</p>							

事務事業調整シート

番 号	4 5	部 会 名	総務部会	事業の方向性	1 拡充・推進	2 縮小・廃止	担当課・係	総務課 行政係
事業名等	役員への記念品贈呈							
事業対象								
現行の財 源内訳	総事業費	5 8 0 千円	見直し後 の財源内 訳	総事業費	千円	現行の住民負担	あり なし	
	国・県費	千円		国・県費	千円	負担基準及び要件		
	起 債	千円		起 債	千円			
	そ の 他	千円		そ の 他	千円			
	一般財源	5 8 0 千円		一般財源	千円	法令等の規定等による 住民負担の限度額		
見直し等による一般財源削減額			5 8 0 千 円					
現行の事 業内容	役員への退任等に伴う記念品の贈呈について検討する必要がある。 (例示) 区長任期満了(2年)時に記念品を贈呈している。 15・16年度区長記念品(掛時計) 29個 580,000円							
今後の事 業の方向 性及び改 善等につ いて	記念品は廃止し感謝状(額入)のみ贈呈する。(額は出納室集中管理) 15・16年度区長への記念品贈呈は現行どおり。							

事務事業調整シート

番 号	4 9	部 会 名	総務部会	事業の方向性	1 拡充・推進	2 縮小・廃止	担当課・係	総務課 行政係	
事業名等	行政区掲示板設置補助金								
事業対象									
現行の財 源内訳	総事業費	1 0 0 千円	見直し後 の財源内 訳	総事業費	6 0 千円	現行の住民負担	あり なし		
	国・県費	千円		国・県費	千円	負担基準及び要件			
	起 債	千円		起 債	千円				
	そ の 他	千円		そ の 他	千円				
	一般財源	1 0 0 千円		一般財源	6 0 千円	法令等の規定等による 住民負担の限度額			
見直し等による一般財源削減額			4 0 千 円						
現行の事 業内容	<p>行政区が管理する掲示板を設置した場合費用の2分の1(上限25,000円)を補助している。 25,000円×4基=100,000円(16年度予算措置) (甘楽町掲示板設置補助金交付要綱)</p>								
今後の事 業の方向 性及び改 善等につ いて	<p>要綱を改正し補助金の額を改める。 (1) 設置した価額が45,000円以下の掲示板については、設置価額の3分の1の額とする。 (2) 設置価額が45,001円以上の場合は15,000円とする。 15,000円×4基=60,000円(当初予算措置)</p>								

事務事業調整シート

番 号	5 4	部 会 名	総務部会	事業の方向性	1 拡充・推進	2 縮小・廃止	担当課・係	住民税務課	固定資産税係
事業名等	課税徴収事務								
事業対象									
現行の財 源内訳	総事業費	千円	見直し後 の財源内 訳	総事業費	千円	現行の住民負担	あり なし		
	国・県費	千円		国・県費	千円	負担基準及び要件			
	起 債	千円		起 債	千円				
	そ の 他	千円		そ の 他	千円				
	一般財源	千円		一般財源	千円	法令等の規定等による 住民負担の限度額			
見直し等による一般財源削減額			千 円						
現行の事 業内容	<p>納付書、口座振替不能通知発送 現在、納税を口座振替依頼により実施している方については、都合で振替納付ができない場合に「口座振替不能通知」を発送して納付依頼している。納付書は期別に郵送している。</p>								
今後の事 業の方向 性及び改 善等につ いて	<p>納付書、口座振替不能通知 税法による督促通知と兼ねるなど、口座振替納税の推進等事務の効率化を図るため、今後、電算システム等の変更に伴い課税徴収事務全体を検討する。</p>								

事務事業調整シート

番 号	5 5	部 会 名	総務部会	事業の方向性	1 拡充・推進	2 縮小・廃止	担当課・係	住民税務課	固定資産税係
事業名等	固定資産税について								
事業対象									
現行の財 源内訳	総事業費	680,000 千円	見直し後 の財源内 訳	総事業費	770,000 千円	現行の住民負担	あり なし		
	国・県費	千円		国・県費	千円	負担基準及び要件			
	起 債	千円		起 債	千円				
	そ の 他	千円		そ の 他	千円				
	一般財源	680,000 千円		一般財源	770,000 千円	法令等の規定等による 住民負担の限度額			
見直し等による一般財源削減額		90,000 千 円							
現行の事 業内容	<p>固定資産税率は、1.4%（標準税率）である。町税全体の約60%を占めている、安定した財源である。</p> <p>都市計画税は、現在賦課していない。</p>								
今後の事 業の方向 性及び改 善等につ いて	<p>今後、歳入不足が見込まれる場合には、固定資産税率の引上げ等も考慮し検討する。なお、固定資産税率の引上げを行う場合には、都市計画税を導入しない。 （平成16年課税額は約6億8千万円。仮に税率1.5%で税額は約7億2千万円、税率1.6%で税額は約7億7千万円。）</p>								

事務事業調整シート

番 号	5 6	部 会 名	総務部会	事業の方向性	1 拡充・推進	2 縮小・廃止	担当課・係	議会事務局
事業名等	議会の議員の定数について							
事業対象								
現行の財 源内訳	総事業費	千円	見直し後 の財源内 訳	総事業費	千円	現行の住民負担	あり なし	
	国・県費	千円		国・県費	千円	負担基準及び要件		
	起 債	千円		起 債	千円			
	そ の 他	千円		そ の 他	千円			
	一般財源	千円		一般財源	千円	法令等の規定等による 住民負担の限度額		
見直し等による一般財源削減額			7,257千円					
現行の事 業内容	<p>現行の議員定数 18 名。 次の一般選挙から 16 名。</p>							
今後の事 業の方向 性及び改 善等につ いて	<p>今後も引き続き検討する。</p>							

事務事業調整シート

番 号	5 7	部 会 名	総務部会	事業の方向性	1 拡充・推進	2 縮小・廃止	担当課・係	議会事務局																																								
事業名等	議会の議員の報酬及び手当について																																															
事業対象																																																
現行の財 源内訳	総事業費	67,306 千円	見直し後 の財源内 訳	総事業費	60,844 千円	現行の住民負担	あり なし																																									
	国・県費	千円		国・県費	千円	負担基準及び要件																																										
	起 債	千円		起 債	千円																																											
	そ の 他	千円		そ の 他	千円																																											
	一般財源	67,306 千円		一般財源	60,844 千円	法令等の規定等による 住民負担の限度額																																										
見直し等による一般財源削減額			6,462 千円																																													
現行の事 業内容	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 20%;">報酬</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;">期末手当</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>議 長</td> <td>290,000 円</td> <td>6 月</td> <td>100 分の 210</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td>225,000 円</td> <td>12 月</td> <td>100 分の 230</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>委員長</td> <td>215,000 円</td> <td>役職加算</td> <td>20%</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>議 員</td> <td>210,000 円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>								報酬		期末手当						議 長	290,000 円	6 月	100 分の 210					副議長	225,000 円	12 月	100 分の 230					委員長	215,000 円	役職加算	20%					議 員	210,000 円						
報酬		期末手当																																														
議 長	290,000 円	6 月	100 分の 210																																													
副議長	225,000 円	12 月	100 分の 230																																													
委員長	215,000 円	役職加算	20%																																													
議 員	210,000 円																																															
今後の事 業の方向 性及び改 善等につ いて	<p>報酬は5%削減し、期末手当役職加算20%は廃止する。（年報酬額の9.6%に相当） なお、適用期間は平成17年4月から19年4月までとする。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 20%;">報酬</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;">期末手当</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>議 長</td> <td>276,000 円</td> <td>6 月</td> <td>100 分の 210</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td>214,000 円</td> <td>12 月</td> <td>100 分の 230</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>委員長</td> <td>205,000 円</td> <td>役職加算</td> <td>廃止</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>議 員</td> <td>200,000 円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>								報酬		期末手当						議 長	276,000 円	6 月	100 分の 210					副議長	214,000 円	12 月	100 分の 230					委員長	205,000 円	役職加算	廃止					議 員	200,000 円						
報酬		期末手当																																														
議 長	276,000 円	6 月	100 分の 210																																													
副議長	214,000 円	12 月	100 分の 230																																													
委員長	205,000 円	役職加算	廃止																																													
議 員	200,000 円																																															